

一般社団法人日本循環器学会  
2015（平成27）年度施行 代議員（社員）選挙要領

2015年1月23日 制定  
2015年6月 5日 改定

1. 選挙地区

選挙地区は、支部の9区とする。

2. 定数

- (1) 総選出数は全国で283名とし、全員を選挙により選出する。
- (2) 支部ごとの選出定数は、2015年3月31日現在における2014年度会費納入済みの正会員数を基礎数とし、その百分率に基づき、理事会において決定する。

◎ 支部選出代議員数（2015年度第1回理事会（2015年6月5日開催）承認）

北海道支部	12名	東北支部	16名	関東甲信越支部	96名
東海支部	29名	北陸支部	9名	近畿支部	58名
中国支部	17名	四国支部	11名	九州支部	35名

- (3) 各支部から選出する代議員数の10パーセント以上は、外科系会員でなければならない。
- (4) 各支部から選出する代議員数の5パーセント以上は、内科・外科以外を専門とする会員であることが望ましい。
- (5) 各支部から選出する代議員のうち、当該支部の正会員数に対する女性会員の割合に応じた人数以上は、女性の正会員から選出しなければならない。ただし、当該割合が1名に満たない場合は選出しなくてもよい。
- (6) 本条(3)(4)(5)に定める人数は、(2)に定める基礎数により、各支部選挙管理委員会において定める。

3. 中央選挙管理委員会及び支部選挙管理委員会の設置

- (1) 中央選挙管理委員会は、選挙実施年度の監事を委員長とし、支部選挙管理委員会委員長により構成し、中央選挙管理委員会を学会事務局（東京）におく。
- (2) 各支部は、原則として支部監事を支部選挙管理委員長とし、委員若干名を定め、支部選挙管理委員会を2015年5月31日までに設置する。

4. 被選挙資格者（立候補）

[① 被選挙資格]

- (1) 被選挙資格者は、2015年3月31日（以下基準日という）現在において、2014年度会費を納入済みの正会員で、立候補した者とする。ただし、就任時（2016年4月1日）に満65歳以上の者は、選出しないものとする。また、国籍が海外で海外在住の正会員も資格対象外とする。
- (2) 立候補は、5月31日までに電子立候補システムか書面での提出のいずれかにより行う。

[② 被選挙資格者名簿の公示及び縦覧]

- (1) 被選挙資格者名簿は、本会の会告およびホームページにて選挙地区ごとに公示し、縦覧に供する。
- (2) 縦覧期間は、2015年6月1日から同年7月1日の1か月とする。
- (3) 選挙資格者の選挙地区は、本会に届け出のある地区とする。選挙地区の変更を求めるときは、事由を付し、現公示地区及び変更地区を明記して、上記縦覧期間中に中央選挙管理委員長宛に申請する。
- (4) 資格について疑義の申し立てをするとき、疑義及び事由を付し、公示地区を明記して、縦覧期間中に中央選挙管理委員長宛に申請する。

[③ 被選挙資格者名簿の確定]

- (1) 2015年7月10日に被選挙資格者を確定し、確定名簿を本会ホームページにて公示する。

## 5. 選挙資格者（投票）

### [① 選挙資格]

- (1) 選挙資格者は、基準日現在において、2014年度会費を納入済みの正会員とする。ただし、国籍が海外で海外在住の正会員は資格対象外とする。なお、本学会名誉会員及び特別会員は、この規定に拘らず、選挙権を有する。
- (2) 選挙資格者名簿は作成しない。

### [② 選挙資格者の確定]

- (1) 選挙資格者は、9支部の選挙地区のいずれかにおいて投票する。
- (2) 選挙資格者の選挙地区は、2015年7月10日現在の機関誌送付先とする。
- (3) 海外在住の選挙資格者は、2015年7月10日までに希望の選挙地区を中央選挙管理委員会に申告する。申告がない場合、国内連絡先の地区を選挙地区とする。

## 6. 選挙の施行

### [① 施行要項]

- (1) 投票の開始日及び締切日は、理事会で定める。
- (2) 選挙資格者1名あたりの投票（連記）数は、各支部選挙管理委員会において決定する。
- (3) 立候補者が2の(3)(4)(5)に定める人数以下の場合の選挙においては、当該分野の立候補者について信任投票を行う。投票は信任・不信任の二択とし、無記入については信任とみなす。

### [② 書面投票用の投票用紙の送付]

- (1) 中央選挙管理委員会は、書面での投票を希望する旨を事前に申請した選挙資格者に対し、投票用紙を送付する。
- (2) 有権者が投票用紙を紛失した場合、再発行は行わない。
- (3) 投票用紙により投票を行う場合、電子投票システムによる投票を行うことはできない。

### [③ 電子投票画面のログインパスワードの送付]

- (1) 中央選挙管理委員会は、書面投票申請がなかった選挙資格者に対し、投票画面のログイン用パスワードを送付する。
- (2) 有権者がパスワードを紛失した場合、本人から中央選挙管理委員会に申し出ることにより再発行することができる。
- (3) 電子投票システムにより投票を行う場合、投票用紙による投票を行うことはできない。

## 7. 当選者及び補欠者の選出

- (1) 選挙の当選者は、得票数の多い上位者から選出する。
- (2) 選挙での当選順位が同一の場合、順位は年長者を優先とする。
- (3) 6の①の(3)の投票を行う選挙においては、信任票が投票者数の過半数である場合に当選とする。

## 8. 選挙結果の報告

- (1) 中央選挙管理委員会は、当選者に就任の意思を確認する。就任の意思がない場合、その当選者は除外し、次点者を繰り上げる。
- (2) 中央選挙管理委員長は会員および理事会に選挙結果を報告する。

## 9. 代議員の欠員補充

- (1) 65歳定年制による退任および定款による正会員の資格喪失により、代議員に欠員が生じた場合は、随時補充を行う。
- (2) 欠員補充は、退任した代議員と同じ専門分野である、選挙時の補欠当選者（次点者）を充てる。
- (3) 補欠の代議員の任期は、退任した代議員の任期の満了する時までとする。